



札環対第 51449 号

平成 24 年（2012 年）3 月 2 日

都市計画決定権者

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市長

上田 文雄



## 厚別山本公園造成事業の環境影響評価準備書に係る意見について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例施行規則第 52 条により読み替える条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

### 記

厚別山本公園造成事業は、廃棄物埋立処分場跡地に新たに総合公園を造成するものであるが、現在の事業予定地の植生は、埋立完了後に新しく成立した外来植物主体の二次草原であり、希少性の点からは特に取り上げるべきものはない。

しかしながら、事業予定地が草原環境を利用する鳥類群集の貴重な生息地となっている現状を鑑みると、事業予定地に生息する草原性の生物群集に注目し、将来ともその保全を行うことが重要である。

また、工事中における周辺住民等の生活環境に関するも、工事が長期に渡ることから、その影響を最小限に止めることが必要である。

以上の観点から、事業者においては、次に掲げる事項について十分配慮し、その結果を環境影響評価書に記載するとともに、今後の事業の実施に当たっては、専門家の意見等を十分に聞きながら進められたい。

## 1 生態系について

- (1) 公園造成により草原面積が減少し、生態系へ一定の影響を与える可能性は排除できないことから、草原環境への影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて草原環境の確保のための必要な環境保全措置を講じること。
- (2) 本事業における工事部分の緑化に関し「工事が完了した部分から緑化を進めていくことで適宜動物の生息環境を復元し」とあるが、事業予定地の草原環境は、それを利用する草原性動物にとって貴重な生息地になっており、保全することが極めて重要であることから、緑化の内容について具体的に検討すること。
- (3) 事業予定地の法面などの未利用地は、草原環境の保全や復元場所として重要である。また、草刈り時期等によっては、鳥類等の繁殖に影響を及ぼすおそれがあることから、草原性動物の生息地の保全に配慮した緑化の内容や供用後の管理方法について検討すること。

## 2 鳥類について

鳥類に関して、多くの種で事業予定地に集中して観察記録が見られており、また、関連地域については将来的に現状の環境が維持されることが保障されていない状況を踏まえ、工事中及び供用後の影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。

## 3 両生類について

エゾアカガエルは事業予定地の法面下の側溝などにしか繁殖地を見出せない状況にあることから、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行い、その結果に応じて工事実施時期や工事方法等の検討を行ったうえで、エゾアカガエルの生息環境の保全のための必要な環境保全措置を講じること。

#### 4 水生昆虫類について

事業予定地に隣接する山本川には土砂の流入に弱い水生昆虫類が生息している可能性があり、建設機械の稼働等により影響を受ける可能性は排除できないことから、水生昆虫類の生息環境の保全のため、建設機械の稼働等による影響について再予測及び再評価を行い、その結果に応じて土砂の流出防止のための必要な環境保全措置を講じること。

#### 5 建設機械の稼働に係る騒音について

予測に使用した「最寄り住宅」の南側に連なる住宅のうち最も南寄りの住宅位置では、現状の仮囲い（遮音壁）の効果がほとんど期待できない。

このため、当該住宅への騒音伝搬予測を行い、その結果に応じて遮音壁の延長等の環境保全措置を講ずること。

#### 6 自動車の走行に係る騒音について

評価において、整合を図るべき保全目標値を「自動車騒音に係る要請限度」としているが、「環境基準」とし、付近住宅に配慮した適切な類型を当てはめて評価を行うこと。

また、予測結果と現況騒音レベルとの対比を行うこと。

#### 7 自動車の走行に係る振動について

評価において、予測結果と現況振動レベルとの対比を行うこと。